第21回日本車椅子ハンドボール競技大会の実施にかかる緩和措置

１． 競技の部 I（６人制）は、「２０２３年版競技規則」とする。
ただし、次のことについて緩和措置とし、今後の懸案事項とする。

 　(1) 使用するボールは、従前のソフティボールとする。

(2) プレーヤーのクラス分け及び持ち点制度は適用せず、コート内に女性又は障がい者を

１名以上含んでいればよい。

(3) チーム編成は、参加最低人数を設定せず、従前どおり障がい者または女子１名を含むこ

ととする。

(4) 車いす前方の水平バーの設置は任意とする。

(5) 日常使用している眼鏡の装着を認める。

(6) 指に柔らかい素材の粘着テープの使用を認める。

(7) 競技の安全性を担保するため、フロントピックアップ、５秒ルールを従前どおり適用

する。

２． 競技の部 II（４人制）は、「２０２３年版競技規則」とし、ボールは２号球を使用する。
ただし、次のことについて緩和措置とし、今後の懸案事項とする。

  　・大会への参加を容易にするため、チーム編成は、プレーヤーのポイント制及び最低人数

の設定をせず、女子障がい者参加の義務づけを解除する。

３．フレンドリー部門は、経験のない障がい者も競技を楽しめるように「京都ルール」を基本としたルールで実施する。